

長期収載品の処方等

長期収載品の選定療養費とは、患者さんが後発医薬品（ジェネリック医薬品）のある先発医薬品（長期収載品）を選択した場合に、その差額の4分の1を「選定療養費」として患者さんに自己負担いただく仕組みです。

- ・後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じです。
- ・医師が医療上必要として長期収載品を処方した場合や、後発医薬品の供給が困難な場合などは選定療養費の対象外となります。

詳細については厚生労働省ホームページ（外部リンク）をご確認ください。